



2025 年 9 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社創建エース

代表者名 代表取締役会長兼社長 西 山 由 之
(コード番号 1757 東証スタンダード市場)

問合せ先 取締役管理本部長 南 條 和 広
(フリーコール:0120-998-050)

証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告についてのお知らせ

当社は、2025 年 8 月 7 日付にて「過年度有価証券報告書等の訂正報告書の提出および過年度決算短信訂正に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を同日関東財務局に提出いたしました。

本日、以下の報告書に関し、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣および金融庁長官に対して、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、当社に対する 7,844 万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされましたので、お知らせいたします。

当社はこの度、証券取引等監視委員会から勧告が行われたことを真摯に受け止め、金融庁から正式な通知を受領次第、対応について検討し、改めて当社ホームページにてお知らせする予定です。

株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことを、心より深くお詫び申し上げます。

記

【課徴金納付命令の対象となった有価証券報告書等】

有価証券報告書 第 58 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)
第 59 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

四半期報告書	第 58 期	第 3 四半期	(自 2021 年 10 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日)
	第 59 期	第 1 四半期	(自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 6 月 30 日)
	第 59 期	第 2 四半期	(自 2022 年 7 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)
	第 59 期	第 3 四半期	(自 2022 年 10 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日)
	第 60 期	第 1 四半期	(自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 6 月 30 日)
	第 60 期	第 2 四半期	(自 2023 年 7 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

以 上